

## 後進するバックホーに轢かれて死亡！

— 接触事故対策と安全確認をより徹底しよう！ —

☆ 平成22年2月13日（土）午後3時20分ころ、刈田郡蔵王町の町道舗装補修工事現場内で、同工事に派遣されていた交通誘導員の A さん（男性・50歳）が後進してきたバックホーに轢かれて死亡する災害が発生しました。

● 本件は、被災者所属警備会社と依頼元会社の契約形態から、業種が「建設業」とはカウントされないため、県内建設業の死亡災害は本年2件のままですが、実態は建設工事現場内の事故であり、再発防止対策を講ずる必要があります。

☆ 本件工事は町道の舗装補修工事で延長約400m、発注者は町、元請は地場店社、一次下請は支店業者、二次下請は県内に本社を置く業者です。警備業者は二次下請が契約したものです。加害車両となったバックホーは、発生当時は二次下請所属の B さんが運転していました。また、当日の作業員は、補修工事要員8名、交通誘導要員3名でした。

☆ 発生箇所付近の道路幅は約7.5mで、カラーコーンで仕切り、片側交互通行により作業を進めていました。この交通誘導は A さんら警備会社所属労働者が担当しましたが、A さんが誘導していた位置は工事箇所の反対側（つまり、南側）の道路端でした。

☆ 当日午後、現場ではダンプで余剰土砂を現場外へ搬出する作業が行なわれましたが、この際に B さんはバックホーを運転し、ダンプへの積込みを担当していました。

搬出完了後、付近の路盤をモーターグレーダーで整正すべく、同機械の運転者 C さんは機械を前記バックホーの前まで移動し停車しました。

この際に A さんはグレーダーの誘導のため、前記位置を一時離れグレーダー付近にいました。

☆ 一方、バックホー運転者の B さんはグレーダーの停車位置を見て自車を少しバックさせようと動かしましたが、道路南端の誘導位置へ戻ったはずの A さんがなぜかバックホーの直後にいたため轢いてしまったものです。

■ 本件再発防止のために筆者が想起することは次のとおりです。

- ◎ 輻輳する機械や車両の動きについてあらかじめ作業計画により確認する。
- ◎ 作業用誘導員と一般通行用誘導員の役割分担を明確にし、必要人員を検討する。
- ◎ 機械運転者が思い込みにより運転しないよう、周囲の確認を徹底させる。
- ◎ 建災防が提唱する「グーパー運動」を実践する。

現場見取図

